

平成28年度第1回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成28年6月3日（金） 13:30~14:20

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

〔佐藤有会長、榮忍委員、大西正宏委員、大西修夫委員、
佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、守本朝美委員、布川耕吉委員、
小泉佳子委員、浅井卓委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、
苦米地司委員、林光彦委員〕

5 傍聴者 1名

6 議題

(1) 委員紹介及び会長選出

(2) 諒問事項の審議

私立中学校の廃止認可について	(1件)
私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について	(1件)
私立特別支援学校の設置認可について	(1件)
私立専修学校に係る目的変更計画について	(1件)
私立専修学校の廃止認可について	(3件)
私立各種学校の廃止認可について	(1件)

(3) 協議事項

全国私立学校審議会連合会理事の選出について

(4) 報告事項

学校法人の清算結了について

7 議事の経過及びその結果

本年度は委員の改選期に当たることから、はじめに、学事課長から 委員全員を紹介した後、学事課長の進行により、会長の選出を行った。

榮委員から佐藤委員を推薦する旨発言があり、全会一致で佐藤委員を会長に選出した。引き続き、佐藤会長から会長職務代理者として苦米地委員を指名した。

その後、佐藤会長から審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言後、守本委員、小泉委員を議事録署名人に指名した。

審議に先立って、前回答申の処理状況について資料2に基づき事務局から説明するとともに、委員改選後、初回の審議会となることから、北海道私立学校審議会における審査スケジュール等について、事務局から資料3-1に基づき事務局から説明した。

その後、諒問事項の審議に入った。（資料4）

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立中学校の廃止認可について

東海大学付属第四高等学校中等部の廃止認可（諒問番号第358号（1））について、

資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

諮問番号第358号の（1）について説明します。

学校法人東海大学が設置する東海大学付属第四高等学校中等部の廃止に係る認可申請です。

当該校は、東海大学付属第四高等学校、平成29年4月から、東海大学付属札幌高等学校に名称変更していますが、その中等部として、昭和60年に設置認可を受けています。

少子化による中学入学志願者数の減少のため、近年では定員充足率が減少傾向にあつたことに加え、校舎の老朽化への対応など、学校運営は困難なものと判断し、平成26年度から生徒募集を停止しています。

生徒の処遇については、3年生29名が在籍していましたが、本年3月までに、全員が卒業しています。教職員の処遇については、教職員7人全員が法人内で異動することとなっています。生徒指導要録については、東海大学付属札幌高等学校で保管することとなっています。

なお、学校法人の寄附行為には、法人の設置する学校の名称が記載されますので、付属第四高等学校中等部は、閉校に伴い寄附行為から削除されることとなります。

寄附行為の変更は、平成28年3月29日の理事会で決議されていますが、学校法人東海大学は、私立大学及び私立高等学校を設置する学校法人であることから、寄附行為の変更については、文部科学省の認可を受ける必要があります。

東海大学付属第四高等学校中等部の廃止につきまして、審議の結果、廃止認可可とされた場合、文部科学省の寄附行為変更認可と同日付で、道においても廃止の認可を行いたいと考えていますので、あらかじめ申し添えます。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（2）私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

とわの森三愛高等学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第358号（2））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

なお、榮委員は、学校関係者であることから、議事の議決に加わることができないことを会長から伝えた。

【事務局説明】

諮問番号第358号の（2）について説明します。

学校法人酪農学園が設置している「とわの森三愛高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請です。

今日の少子化の進行、中卒者の減少に伴う、入学志願者の減少に対応するため、収容定員を減ずるもので、変更の時期は平成29年4月1日を予定しています。

収容定員の変更内容は、現在、同校では、全日制課程では普通科（定員300人）とアグリクリエイト科（定員40人）を設置しており、そのほかに通信制課程の普通科を設置していますが、今回は、全日制課程の普通科の収容定員を変更し、1学年300人の収容定員を40人減じ、260人とし、3学年合計では900人の収容定員を120人減じて、780人とするものです。設置基準上の支障は特にありません。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(3) 私立特別支援学校の設置認可について

日本体育大学附属高等支援学校の設置認可（諮問番号第358号（3））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

学校法人日本体育大学が、知的障害者に対して、スポーツ教育、労作教育、及び情操教育を柱に、健康で豊かな人間性と、個性・社会性をはぐくみ、社会参加を促し、社会に貢献できる人間を育成することを目的とした特別支援学校を平成29年4月1日から設置しようとするものです。

なお、この概要につきましては、平成27年度第1回私立学校審議会において、設置計画を審議いただき、了承をいただいているが、改めて説明します。

学校の名称は、計画時には仮称となっていましたが、理事会の議決を経て、「日本体育大学附属高等支援学校」に決まりました。

学校の位置は、網走市大曲1丁目6番1号で、旧北海道立網走高等技術専門学院及び旧網走市能力開発センターの施設を改修し、校舎として使用することとなっています。

設置者は、学校法人日本体育大学、理事長は、松浪健四郎氏となっています。

校長は、記載のとおり予定されており、道立特別支援学校において校長を務めるなど、特別支援教育の経験豊かな経歴であります。

目的及び設置時期については、冒頭に述べたとおりです。

修業年限等については、全日制普通科を設置し、収容定員は1学年40人、計120名となっています。

なお、学級数は1学年3学級で、1学級13名から14名で編成され、学校教育法施行規則により、特別支援学校高等部は1学級15人以下とされているため、この基準に適合しています。

教職員組織は、校長、教頭が各1名、教諭、養護教諭が合わせて28名、実習助手1名、寄宿舎指導員21名、事務職員4名、計56名を専任の職員とし、このほか、兼任で学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置することとしており、教職員数等について、学校教育法の基準を満たしています。括弧内は初年度の教職員数ですが、初年度の生徒数40人に對し、こちらも基準を満たしています。

次に、運動場や校舎の面積は、資料に記載のとおりであり、基準に適合しています。

また資料に記載はしていませんが、同一敷地内に寄宿舎を設置しており、原則全寮制となっています。

校具・教具は、必要数整備されることとなっています。

経費及び維持方法については、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっています。

【委員による現地調査報告】

日本体育大学附属高等支援学校の設置認可に係る現地調査を、5月20日（金）に学事課職員とともにに行いましたので、その結果を報告します。

まず、学校関係者から、学校の概要等について説明を受け、その後、校舎、設備等の整備状況について確認を行いました。学校の概要是、資料に記載されているとおり、特別支援学校として適切な内容であると認められます。

生徒は、定員の半数を道外から見込んでおり、女満別空港からのアクセスの良さをアピールするとともに、学校法人日本体育大学の協力を得ながら、募集を進めるということです。

また、校舎及び設備については、一部の教具について未整備であったものの、必要な教室や設備が申請どおり整備されていることを確認しました。

校舎の工事は、現地調査時には概ね終えており、5月27日引き渡しを受けている旨、学校から報告を受けています。現地調査を行った結果、校舎、設備等の整備状況についても適切であったと認められます。

なお、現地調査後、日本体育大学付属高等支援学校に対し、特別支援学校ですので、地元医療機関との連携に努め、生徒の安全に配慮した授業展開や寮の運営について、審議会委員としてお願いしています。

【審議、質疑応答】

- 会長　　ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員　　経費及び維持方法のところで、収入については、生徒納付金とその他収入を充てるとあるが、その他の収入とは、具体的には、どういうものなのか、説明してください。
- 事務局　その他収入につきましては、日本体育大学からの支援、その他寄附等を予定しています。
- 委員　　目処はたっているということですか。
- 事務局　目処はたっています。
- 委員　　わかりました。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立専修学校に係る目的変更計画について

札幌ベルエポック製菓調理専門学校に係る目的変更計画（認可申請番号第358号（4））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

認可申請番号第358号（4）私立専修学校に係る目的変更計画について説明します。

専修学校は、教育の内容に応じて、工業分野、医療分野、商業実務分野など、専修学校設置基準に定められる8分野ごとに学科を置くことされており、この分野を新たに設けて学科を設置しようとする場合には、学校教育法の規定に基づき、目的変更の認可が必要になります。

また、校舎の増改築を伴う目的変更の場合には、先ほど審議会のスケジュールの説明にもあったとおり二段階審査方式によることから本認可申請の前に、あらかじめ目的変更計画を審議会で審議していただいた上で、認可に向けて作業を進めていくこととしています。

今回の案件は、学校法人滋慶学園が設置する札幌ベルエポック製菓調理専門学校がホテルなど観光業界で活躍する人材を育成するため、校舎を新設し、新たに商業実務分野の「ホテル科」を設置しようとするもので、認可申請の前に、あらかじめ目的変更計画が提出されたものです。

設置者の学校法人滋慶学園は、新たにホテル科を設置しようとしている札幌ベルエポック製菓調理専門学校、札幌ベルエポック美容専門学校のほか、東京や福岡などに14の専修学校を設置する法人です。

新たな学科の開設時期は、平成30年4月を予定。設置を計画している学科は、商業実務分野の専門課程で修業年限2年、入学定員40名で、総定員は80名となっています。

校地・校舎は自己所有で、現在の札幌市東区北26条東14丁目から札幌市中央区北1条西9丁目に移転し新校舎は、本年10月から工事を開始し、平成29年末頃を目処に完成・引き渡しの予定となっています。

計画書を審査した結果、教職員数、校地、校舎面積などの設置基準を全て満たしています。

なお、学校法人滋慶学園では、この計画どおり準備を進めまして、来年度、認可申請する予定となっています。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

(5) 私立専修学校の廃止認可について

専門学校北海道保健看護大学校の廃止認可（諮問番号第358号（5））から函館ドレスメーカー専門学校の廃止認可（諮問番号第358号（7））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

諮問第358号（5）から諮問第358号（7）の私立専修学校の廃止認可について、一括して説明します。

まず、諮問第358号（5）の私立専修学校の廃止認可について、学校法人吉田学園が設置する専門学校北海道保健看護大学校を廃止しようとするものです。この学校は、保健看護学科を設置する学校ですが、設置者が設置する「札幌保健医療大学」が、平成25年4月に開学したことに伴い、同年から段階的に大学への移行を進めてきたところです。

生徒は、平成28年3月で全員卒業しています。教職員は、吉田学園の他の学校に配置転換しています。校地・校舎等の資産については、札幌保健医療大学の校舎等として使用することとしています。

また、指導要録等については、設置者が保存することとしています。

次に、諮問第358号（6）の函館調理師養成専門学校的廃止認可について説明します。この学校は、学校法人函館佐藤学園が設置する学校で、近年の入学者数の減少により学校運営が困難となり学校廃止の申請があったものです。

生徒は、平成27年9月で全員卒業しています。教職員は、平成27年9月末で全員退職しています。

なお、卒業、退職時期が平成27年9月となっていますのは、1年6月制の夜間学科の生徒がいたことによるものです。校地・校舎等の資産については、法人本部として使用することとしています。指導要録等については、設置者が保存することとしています。

次に、諮問第358号（7）の函館ドレスメーカー専門学校的廃止認可について説明します。この学校は、佐藤信子さん個人が設置する学校で、近年の入学者数の減少により学校運営が困難となり学校廃止の申請があったものです。生徒は、平成28年3月で全員卒業しています。教職員は、平成28年3月末で全員退職しています。校地・校舎等の資産については、個人所有のため居宅として使用することとしています。指導要録等については、設置者が保存することとしています。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可とされた。)

(6) 私立各種学校の廃止認可について

福久珠算学校の廃止認可（諮問番号第358号（8））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

諮問第358号（8）の私立各種学校の廃止認可について説明します。

福久孝三郎さん個人が設置する函館市にある各種学校の福久珠算学校を廃止しようとするものです。設置者がご高齢で学校運営が困難となり、学校廃止の申請があつたものです。

生徒は、平成28年3月で全員卒業しています。教職員は、ご本人と配偶者のみで運営されており、すでに、退職しています。校地・校舎等の資産については、個人所有のため居宅として使用することとしています。指導要録等については、設置者が保存することとしています。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

8 協議事項（資料5）

全国私立学校審議会連合会理事の選出について、事務局から道におけるこれまでの取扱いや選出経緯などを説明したのち、全会一致で佐藤会長及び須藤委員を理事として選出した。平成28年度、29年度については、「北海道・東北支部」代表の副会長を「北海道」から選出することとなっており、佐藤会長を副会長として選出した。

9 報告事項

学校法人の清算結了について

学校法人栗谷川学園の清算結了について、資料6に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

学校法人の清算結了について報告します。

平成27年3月31日に学校法人の廃止を認可した学校法人栗谷川学園については、昨年、平成28年3月18日に清算が結了し、閉鎖登記されました。学校法人解散に関連する一連の手続は終了したので報告します。

（出席委員からの質疑はなし）

9 閉会

以上をもって、平成28年度第1回北海道私立学校審議会を終了した。